

喀痰吸引等研修実施要領

社会福祉法人 宗越福社会

1 研修の名称

喀痰吸引等研修

2 実施する研修課程

第2号研修（喀痰吸引等行為のうち1行為以上4行為以下）

※実習は口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・胃ろうによる経管栄養を予定。

※原則補講は行わないが、特段の事情ある場合は応相談とします。

3 受講者及び受講資格

特別養護老人ホーム・介護保健施設・有料老人ホーム・グループホーム・障害者施設等に就業している介護職員等のうち次にあげる資格を有する者。

- ① 介護福祉士
- ② 介護福祉士実務者研修修了
- ③ 介護職員初任者研修修了
- ④ (旧) ホームヘルパー2級以上

4 研修受講申請

電話連絡にて問い合わせしてもらい、上記受講資格を満たす場合は、本要領と研修受講カードを受講希望者に送付することで受付をする。

5 研修内容の一部免除

下記のケース1から4に該当する場合は、講義と演習が免除になる場合がありますので、担当者へご相談ください。

(ケース1) 経過措置として、特養において14時間研修を修了した方

免除対象 基本研修（演習）の「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修における「口腔内の喀痰吸引」

確認書類 認定証（経過措置・不特定多数の者対象）※1 または14時間研修修了証の写し

※1 実施行為：「口腔内の喀痰吸引」、「胃ろうによる経管栄養（チューブの接続及び注入開始を除く）」

(ケース2) 介護福祉士養成課程または介護福祉士実務者養成研修で「医療的ケア」の科目(実地研修なし)を修了した方

免除対象 基本研修(講義及び演習)

確認書類 医療的ケアの履修が確認できる書類

(ケース3) 第2号研修並びに平成22年度厚生労働省委託事業又は平成23年度都道府県委託事業で、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修を修了した方

免除対象 基本研修(講義及び演習)及び実地研修(修了済み行為に限る)

確認書類 認定証(省令別表第2号)、(経過措置・不特定多数の者対象)

※2 実施行為:「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」

(ケース4) 介護福祉士養成課程または介護福祉士実務者養成研修で「医療的ケア」の科目(実地研修あり)を修了した方

免除対象 基本研修(講義及び演習)及び実地研修

確認書類 医療的ケア(実地研修を含む)の履修が確認できる書類

6 受講の取り消し

次に該当するものは、受講を取り消すことがあるものとする。

(1) 講義・演習・実地研修について他の受講生の学びを妨害するような活動がある場合

(2) 入所者及び家族から苦情が寄せられた場合

(3) 受講者が体調不良で、受講の継続が難しいと判断した場合

I-1 研修の実施期間及び場所

・ 期間 令和4年7月から令和4年11月で必要研修を実施。

・ 場所 特別養護老人ホーム宗越園

II-1 定員

5名

II-2 研修の募集期間及び受付期間

令和7年4月1日から令和7年5月15日必着

※ 上記の期間外の受理はいたしませんのでご注意ください。

II-3 受講料

25,000円（講義・演習・実習・テキスト代込み）

※全講義と全演習免除者は10,000円

- ・受講料の支払い方法は受講日初日に現金による一括払いです。
- ・受講後に一度支払われた受講料は返還できません。

II-4 実地研修の指導講師について

実地研修の指導講師は、当該研修に関する趣旨を理解しており日常的に利用者（対象となる特定の者）に対する研修対象となる医療行為のケアを行っている看護師を選任しています。

II-5 研修修了の認定方法

講義：修得の確認の為、全課程受講者に対し出題数30問、時間60分の筆記試験を行う。筆記試験の総正解率が9割以上の者を合格とする。

演習：技術の修得確認の為「基本研修（演習）評価票」の全ての項目について演習指導講師が評価する。「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりにできていると演習指導講師が認めた者。

実地：省令で定める習得すべき全ての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施したうえで、実地研修指導講師が「実地研修評価票」に基づいて評価する。実地研修評価票の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が実地研修評価基準で示す基準どおりに実施できているとなったもの及び下記①②のいずれも満たす場合において、研修修了の認定を判定し、研修修了証明書の発行をする。

- ① 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上。
- ② 当該ケアにおいて最終3回において不成功が1回もない事。

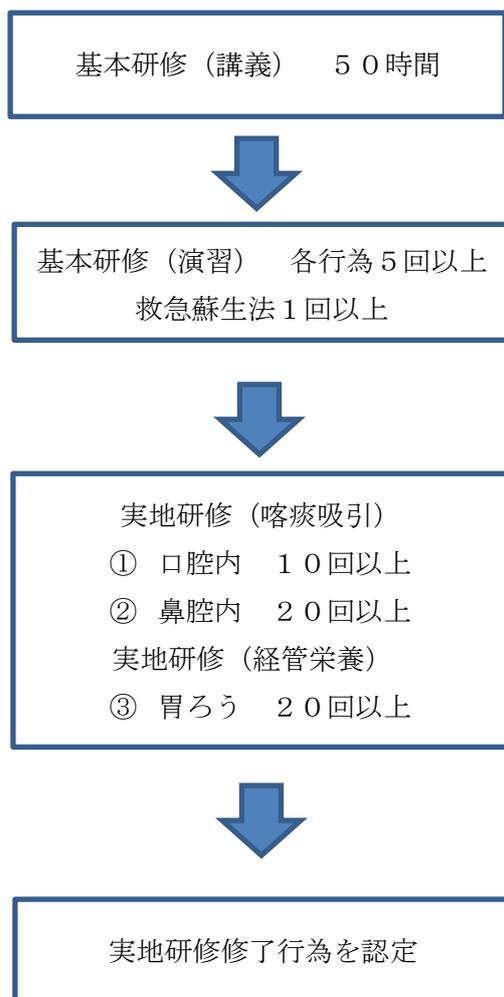
※修了証を受理後は「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を広島県に対し行ってください。なお、既に認定証の交付を受けている特定の者が行為を追加する場合は交付申請ではなく変更届となりますので注意してください。

Ⅲ-1 その他

介護職員等による喀痰吸引等の制度について

制度の概要については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

Ⅲ-2 本研修に関するフローチャート



Ⅲ-4 各書類提出先・及び連絡問い合わせ先

〒725-0013

住 所：広島県竹原市吉名町宗越 793 番地

社会福祉法人宗越福祉会 特別養護老人ホーム宗越園

担当者：西岡

電 話：0846-25-1900

F A X：0846-25-1005